

都市計画 二町谷地区地区計画について

1 地区計画の目標

二町谷地区は、本市の西南部に位置し、将来の国際化に対応できる漁港として整備を行うために、公有水面埋立法による公有水面埋立免許を受けて、埋立事業が行われた区域である。

本地区計画は、本市の水産業を発展・活性化させるため、次に掲げる土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針、緑化の方針のもとに、水産業関連施設等を誘導するとともに、良好な水産物の流通・加工の拠点の形成とその保全を図ることを目標とする。

2 土地利用の方針

水産関連の機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な業務環境の形成と保全を図る。

3 地区施設の整備の方針

本地区内において、道路、公園、緑地等を適正に配置するとともに、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。

4 建築物等の整備の方針

良好な水産物の流通・加工の拠点を形成するために必要な建築物の用途の制限や壁面の位置の制限を定める。

5 緑化の方針

緑豊かな景観を形成するため、敷地内及び公共空間での緑化に努めるとともに道路境界線からの壁面後退部分を緑化し、保全を図る。

6 建築が可能な用途

- (1) 工場(廃棄物処理場を含む。)
- (2) 倉庫
- (3) 店舗
- (4) 事務所
- (5) 飲食店
- (6) ホテル又は旅館
- (7) 集会所
- (8) 診療所
- (9) 公衆浴場(個室付浴場に係るものを除く)
- (10) 学校(幼稚園、小学校及び中学校を除く)
- (11) 建築基準法第51条に定める建築物(火葬場、と畜場、ごみ焼却場を除く)
- (12) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第130条の9に定める建築物
- (13) 污水处理場(下水道処理場含む)その他これに類する建築物
- (14) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- (15) 前各号の建築物に附属するもの

7 建築物の敷地面積の最低限度

300平方メートル

ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。

8 壁面位置の制限

建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。

三浦市三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地污水处理施設 流入基準

流入基準値等		
污水处理施設に流入時の水温		摂氏45℃未満
水素イオン濃度		水素指数が5を超え9未満
生物化学的酸素要求量		1リットル当たり600ppm未満
化学的酸素要求量		1リットル当たり354ppm未満
浮遊物質		1リットル当たり600ppm未満
ノルマンヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	1リットル当たり 5ppm以下
	動植物油脂類含有量	1リットル当たり30ppm以下
窒素含有量		1リットル当たり240ppm未満
りん含有量		1リットル当たり32ppm未満
ニッケル含有量		1リットル当たり1ppm以下
よう素含有量		1リットル当たり220ppm未満
塩化物イオン含有量		1リットル当たり1,000ppm以下

※上記濃度を超える場合は、別途個別の処理設備により基準内濃度に落としてから排水して下さい。

※使用料:399円/㎡(税別)

三浦市三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地 受入土砂の品質基準

- (1) 検定機関については、公共機関又は環境計量証明事業所であること。
 (2) 試験項目及び基準は陸上及び海上発生土砂ともに下記のとおりとする。

(3) 試験項目及び基準(溶出試験)

	検出されないこと
1 アルキル水銀化合物	試料1%につき0.005mg以下
2 水銀又はその化合物	試料1%につき0.1mg以下
3 カドミウム又はその化合物	試料1%につき0.1mg以下
4 鉛又はその化合物	試料1%につき1mg以下
5 有機りん化合物	試料1%につき0.5mg以下
6 六価クロム化合物	試料1%につき0.1mg以下
7 ひ素又はその化合物	試料1%につき1mg以下
8 シアン化合物	試料1%につき0.003mg以下
9 P C B	試料1%につき3mg以下
10 銅又はその化合物	試料1%につき5mg以下
11 亜鉛又はその化合物	試料1%につき15mg以下
12 ふつ化物	試料1%につき0.3mg以下
13 トリクロロエチレン	試料1%につき0.1mg以下
14 テトラクロロエチレン	試料1%につき2.5mg以下
15 ベリリウム又はその化合物	試料1%につき2mg以下
16 クロム又はその化合物	試料1%につき1.2mg以下
17 ニッケル又はその化合物	試料1%につき1.5mg以下
18 バナジウム又はその化合物	試料1kgにつき40mg以下
19 有機塩素化合物	試料1%につき0.2mg以下
20 ジクロロメタン	試料1%につき0.02mg以下
21 四塩化炭素	試料1%につき0.04mg以下
22 1,2-ジクロロエタン	試料1%につき0.2mg以下
23 1,1-ジクロロエチレン	試料1%につき0.4mg以下
24 シス-1,2-ジクロロエチレン	試料1%につき3mg以下
25 1,1,1-トリクロロエタン	試料1%につき0.06mg以下
26 1,1,2-トリクロロエタン	試料1%につき0.02mg以下
27 1,3-ジクロロプロペン	試料1%につき0.06mg以下
28 チウラム	試料1%につき0.03mg以下
29 シマジン(CAT)	試料1%につき0.2mg以下
30 チオベンカルブ	試料1%につき0.1mg以下
31 ベンゼン	試料1%につき15mg以下
32 セレン又はその化合物	砂質土50%以下、粘性土40%以下
33 油分	
34 含水比(浚渫土は除く。)	